

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 4 月 27 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

第一管区海上保安本部

北海道小樽市港町 5 番 2 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区 域 石狩湾（付図参照）

(2) 期 間 令和 8 年 6 月 1 日から

令和 8 年 6 月 30 日までのうち 6 日間

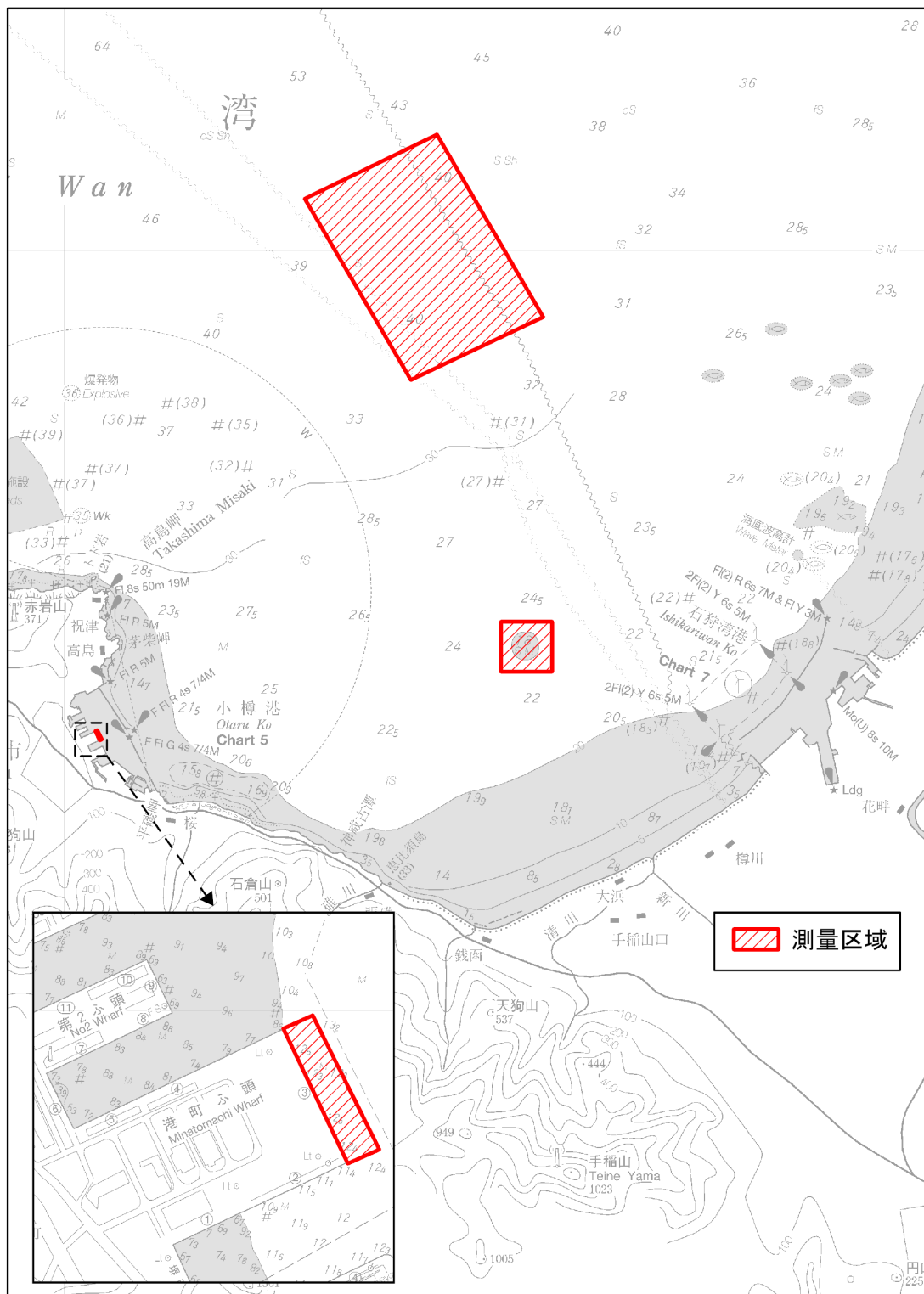
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深等

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

(2) 一管区水路通報による周知を行う。



0 5 10 15 キロメートル